

石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給 の実現を求める意見書

今冬の灯油価格が平成20年に次ぐ高水準になるなど、石油製品の価格が著しく高騰している。このことは、石油製品への依存度が高い農林漁業者、運輸業者、中小零細事業者に大きな打撃を与え、東日本大震災や長引く景気低迷の影響を受けている地域経済に深刻な影響が及んでいる。また、灯油をはじめとする生活関連石油製品の高騰は、被災者はもとより低所得者、経済的弱者の生活に切実な影響を及ぼすものである。

石油製品の高騰は原油先物取引市場への投機的資本の大量流入等が原因と言われているが、現在の石油行政にも大きな問題があり、国は、行政不介入の立場を改め、欧米諸国と同様に取引の透明化や取引高制限などの規制努力を行い、石油製品の価格適正化と安定供給に責任を持つべきである。

よって、国においては、下記の事項について実施するよう強く要望します。

記

- (1) 東日本大震災時に見られた石油製品の量不足や流通の停滞が再び起きないように、安定供給に向け、国としての責任と役割を果たすこと。
- (2) 石油製品の流通及び価格の適正化に関し、国の責任と役割を明確にし、必要な施策を早急に講ずること。
- (3) 低所得者や経済的弱者、石油製品への依存度が高い農林漁業者、運輸業者、中小零細事業者への支援施策を拡充すること。
- (4) 原油価格高騰の要因となっている投機的資本の流入への対応として、日本政府が率先して各国と連携を強め、原油取引価格の安定に向けた国際協調を推進し、もって石油製品価格の適正化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月25日

宮城県美里町議会議長 相澤清一

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 田村憲久 殿
農林水産大臣 林 芳正 殿
経済産業大臣 茂木敏充 殿
国土交通大臣 太田昭宏 殿